最終更新日：2015年7月15日
日創プロニティ株式会社
代表取締役社長　石田　徹
問合せ先：取締役経営企画室長　西川　新二
証券コード：3440
http://www.kakou-nisso.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指し、効率性、健全性、透明性の高い経営を実現するため、経営の監視機能、内部統制機能、コンプライアンス体制を強化・運用し、必要な施策を実施していくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としており、企業の社会的使命を全うすることを経営の重要な目的と捉えております。当社は、この基本的な考え方のもと、ステークホルダーの方々の信頼に応えていくため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
石田　利幸	2,648,800	35.98
石田　徹	425,600	5.78
石田　洋子	328,000	4.45
井上　亜希	320,000	4.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	204,300	2.77
株式会社福岡銀行	192,000	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	130,800	1.77
株式会社商工組合中央金庫	128,000	1.73
JP MORGAN CHASE BANK 380621 （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	74,400	1.01
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	70,000	0.95

支配株主（親会社を除く）の有無	石田　利幸
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 Q-Board
決算期	8 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役会長石田利幸は、合算対象分を含めて当社の議決権の過半数を所有する支配株主に該当いたします。当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、社外監査役3名の監査役会による監視ものと、社外取締役1名を含めた取締役会において合理的かつ適切な審議・承認を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白垣　政幸	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、eおよびのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白垣　政幸	○	――	弁護士としての高い専門性と幅広い知識、経験を当社の経営全般にわたる監督機能の強化に活かしていただくため、同氏を社外取締役として選任しております。 また、福岡証券取引所が定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査人、監査役及び当社の監査法人は、緊密な連携を保つため協議会を開催して積極的に情報交換を行い、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有吉　修	他の会社の出身者													
広瀬　隆明	公認会計士													
大松　健	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有吉　修	○	――	他社において経理・総務担当取締役及び監査役を歴任され、財務、会計、法令等に係る専門的な知識と幅広い経験を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役として選任しております。 また、福岡証券取引所が定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
広瀬　隆明	○	――	公認会計士としての高い専門性と豊富な監査経験を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役として選任しております。 また、福岡証券取引所が定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
大松　健	○	――	公認会計士としての高い専門性と豊富な監査経験を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役として選任しております。 また、福岡証券取引所が定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、経営陣から独立した立場で経営の公正かつ専門的な監査、監督機能を担う体制として、社外取締役1名と社外監査役3名全員を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成18年８月導入

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

会社が当該付与対象者にストックオプションを付与している理由は、対象者と当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的にしているためであります。当社は、この目的に合致する取締役、監査役、従業員、社外協力者を付与対象者として選定しております。

平成18年８月（付与時）　６名　50個　（取締役2名30個、監査役１名３個、従業員２名７個、社外協力者１名10個）
平成26年８月末現在　２名　15個　（社外取締役１名10個、従業員１名５個）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年８月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等は以下のとおりであります。
取締役　６名 153百万円（うち社外取締役１名　２百万円）
監査役　３名　10百万円（うち社外監査役２名　７百万円）

（注）1. 取締役の報酬限度額は、平成25年11月27日開催の第30回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年 ６月17日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の承認を受けた範囲内で、各取締役の報酬額については、取締役会の授権を受けた代表取締役が責任範囲及び業績等を勘案して決定し、各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部署はありませんが、社外取締役及び社外監査役に必要な情報は全て取締役管理部長、取締役経営企画室長から提供されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

イ. 企業統治の体制の概要
・当社は、監査役設置会社であり、取締役７名（うち社外取締役１名）、監査役３名（全員、社外監査役）を選任しております。
・取締役会は、毎月１回定例的に開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、法令または定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項の審議及び意思決定を行い、取締役の業務執行を監督しております。
・監査役会は、毎月１回定例的に開催するとともに、取締役の業務執行を監査しております。

ロ. 内部監査及び監査役監査の状況
内部監査につきましては、当社は専任の内部監査人を任命しております。内部監査人は、監査方針、監査事項、実施時期、対象部署等からなる年間監査計画を立案し、社長の承認を得て監査を実施いたします。内部監査人は当該監査終了後、その結果について監査報告書を作成、社長に提出し、その承認を得てその結果を被監査部門長に通知いたします。被監査部門長は業務改善状況について改善報告書を作成、内部監査人は改善報告書に基づき改善実施状況を確認いたします。
監査役監査につきましては、監査役が取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、社内におけるその他の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。また、年間の監査方針・監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施しております。
内部監査人、監査役及び当社の監査法人は、緊密な連携を保つため協議会を開催して積極的に情報交換を行い、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

ハ. 会計監査の状況
当社は、会計監査人に如水監査法人を選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。
・会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 廣島武文
指定社員 業務執行社員 児玉邦康
なお、継続監査年数は、２名とも７年以内であるため記載を省略しております。
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士１名、その他３名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役１名を含む取締役会の合議制による意思決定と３名全員が社外監査役である監査役会による監査機能により、経営の監視、監督機能が十分に機能すると判断し、現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに招集通知及び決議通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1度実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1度実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.kakou-nisso.co.jp)のIR情報において、資料の掲載を行っております。 決算短信・四半期短信、適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書等を開示しております。 IRお問合せ欄を設け、当社のIRについての質問事項に対して電子メールによる受付・回答を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署は、経営企画室に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理綱領にて、お客様、お取引先、株主・投資家の皆様及び地域社会に信頼される企業として、企業情報を適時・適切かつ公正に開示することを掲げております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の状況
当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程を定め、研修、会議、業務及び通達を通じて取締役及び使用人に対する周知徹底を図る。
(2)会社から独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。
(3)内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携し、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行う。
(4)社外取締役を内部通報窓口とした内部通報制度運用規程を周知徹底し、コンプライアンスに反する行為の発生防止と早期発見を図るとともに、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。なお、内部通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに、監査役へ報告しなければならない。
(5)反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定める。これらの勢力に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る議事録、決裁書類及びその他重要な情報は、文書管理規程等社内規程に基づいて適切に保管管理を行い、常時、取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧又は謄写可能な状態に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)内的要因及び外的要因にて起こりうるリスクをリストアップし、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会へ報告する。
(2)重大なリスクが発生した場合は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と再発防止に向けた体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会を毎月１回、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
(2)取締役の職務執行の効率向上に資するため、社外取締役は独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。
(3)経営の基本方針、基本戦略及び経営目標を明確にするため、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を決定し、目標達成に向けた進捗の管理を行う。
(4)取締役会規程、職務権限規程により取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
該当事項はない。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会が必要とした場合は監査役会の決議により監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒について事前に監査役会の同意を得る。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に服する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
(1)監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役又は使用人の職務執行の状況を把握するため、取締役会その他重要な意思決定会議に出席するとともに、決裁書類及び重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人にその説明を求める。
(2)取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、監査役に報告しなければならない。
(3)取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。

10. 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った取締役又は使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行ってはならず、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、代表取締役、担当取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、適切な意思疎通と連携を図る。
(2)監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
(3)内部監査人は、内部監査計画及びその実施結果を、計画立案及び内部監査実施の都度、監査役へ報告する。
(4)監査役会規程、監査役監査規程及び監査役監査基準の改廃は、監査役会が行う。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)財務報告の信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を実施する。
(2)取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、その他違法取引に関与する組織に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断するものとしております。そのために本社管理部を対応部署と定め、情報を収集し反社会的勢力排除のための整備を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特に記載する事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る基本姿勢
当社は、企業の社会的使命を全うすることを経営の重要な目的と捉えており、株主・投資家の皆様を始めとする全てのステークホルダーの方々に対し、各種法令及び証券取引所の定める有価証券上場規程等に則り、会社の経営情報、事業活動に関する情報、投資判断に有用な情報を適時・正確かつ公平に情報を開示いたします。

2. 適時開示体制について
(1)決定事実に関する情報
当社は、決定事実に関する情報については、担当部室長を通じて経営企画室に当該情報が集約される体制としており、軽微基準に該当するものまたは任意開示に該当するものを除き、取締役会に付議し当該情報の開示の要否、開示内容等を決議しております。取締役会における議案の承認の後、情報取扱責任者より速やかに開示を行うこととしております。

(2)決算、業績予想、配当予想及びその他の情報に関する情報
当社は決算、業績予想、配当予想及びその他の情報に関する情報については、担当部室長を通じて経営企画室に当該情報が集約される体制としており、軽微基準に該当するものまたは任意開示に該当するものを除き、取締役会に付議し当該情報の開示の要否、開示内容等を決議しております。取締役会における議案の承認の後、情報取扱責任者より速やかに開示を行うこととしております。

(3)発生事実に関する情報
当該情報については、担当部室長を通じて経営企画室に当該情報が集約される体制としており、取締役社長と情報共有を行い当該情報の開示の要否、開示内容を決定し、開示が必要な情報については、情報取扱責任者を通じて速やかに開示を行うこととしております。その後、取締役会において、適時開示情報として発生事実の適時開示内容を報告することとしております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

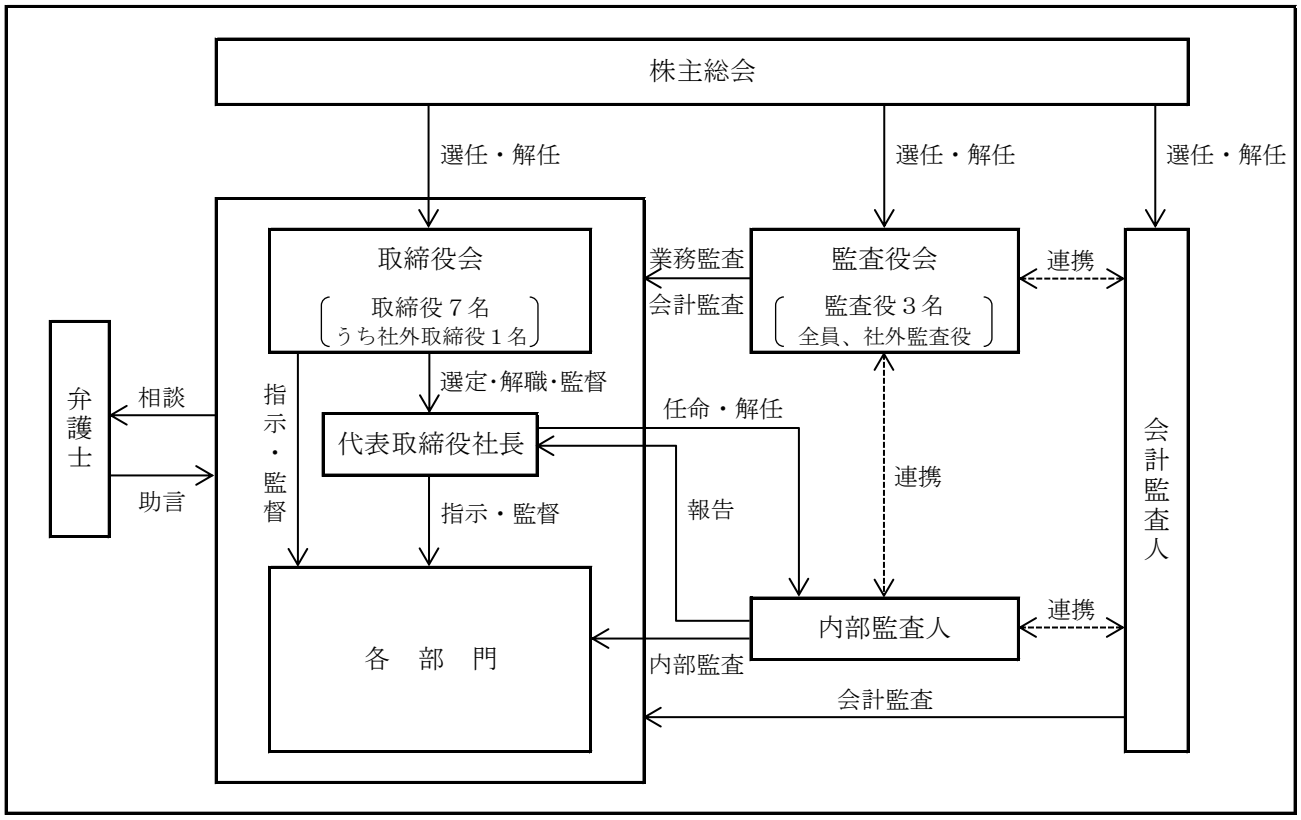

【適時開示フロー図】

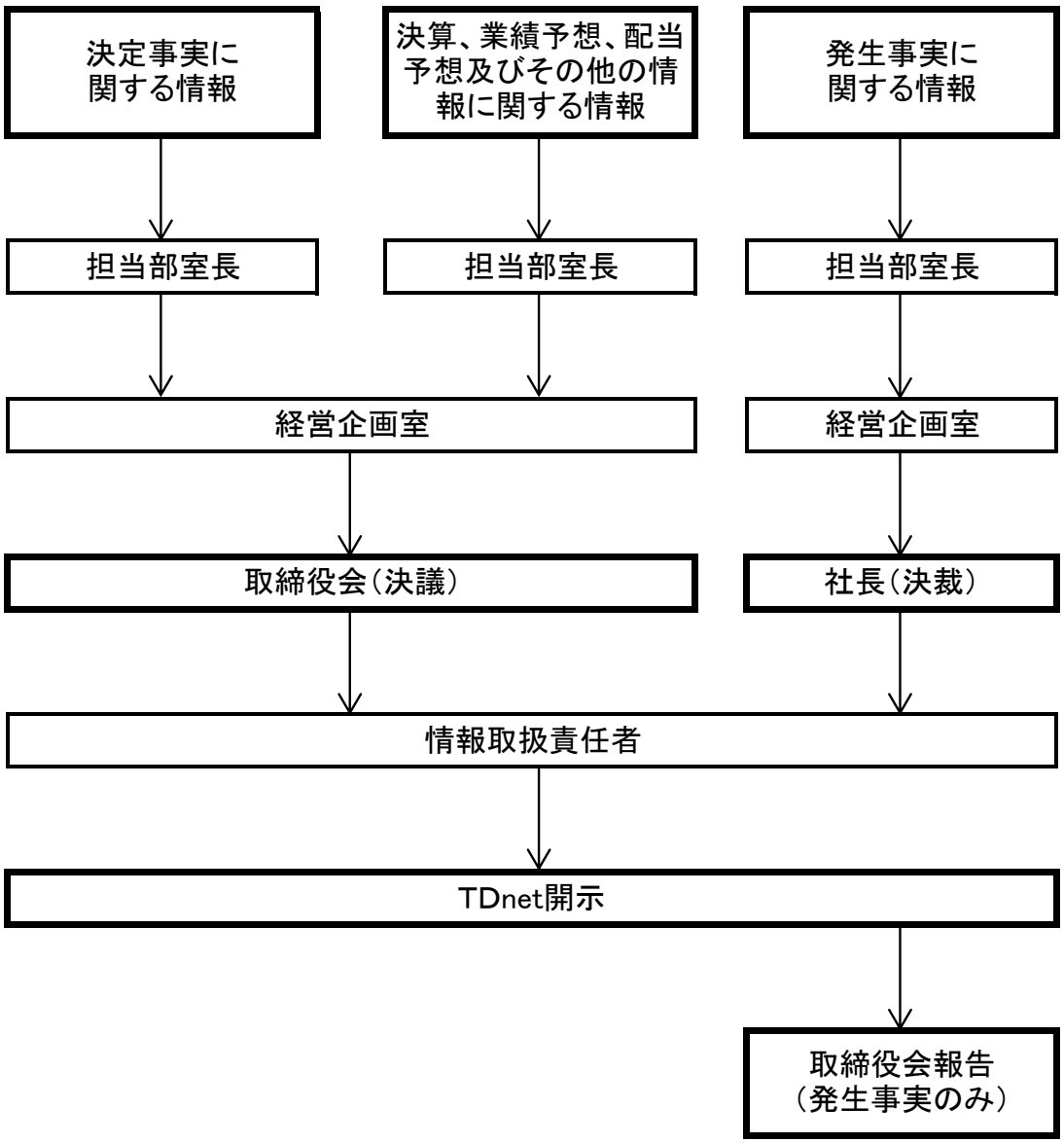
決定事実に
関する情報
決算、業績予想、配当
予想及びその他の情
報に関する情報
発生事実に
関する情報
担当部室長
担当部室長
担当部室長
経営企画室
経営企画室
取締役会（決議）
社長（決裁）
情報取扱責任者
TDnet開示
取締役会報告
（発生事実のみ）